

新宿区教育委員会会議録

平成20年第11回定例会

平成20年11月7日

新宿区教育委員会

平成20年第11回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成20年11月7日(金)

開会 午後 2時03分

閉会 午後 2時53分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長 木 島 富士雄

委員長職務代理者 白 井 裕 子

委 員 羽 原 清 雅

委 員 熊 谷 洋 一

教 育 長 金 子 良 江

説明のため出席した者の職氏名

次 長 渡 部 優 子

中央図書館長 小 柳 俊 彦

教育政策課長 濱 田 幸 二

教育指導課長 上 原 一 夫

学校運営課長 菅 波 健

副 参 事 齊 藤 正 之

教育施設課長 本 間 正 己

書記

教育政策課管理係長 久 澄 聰 志

教 育 政 策 課 安 川 正 紀
管 理 係 主 査

教育政策課管理係 岩 崎 鉄次郎

議事日程

議案

- 日程第1 議案第84号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第85号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第86号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第87号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第88号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第89号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第7 議案第90号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第3号）

報告

- 1 平成20年度確かな学力の育成に関する意識調査・実態調査について（教育指導課長）
- 2 平成21年度学校選択制度区立中学校の申し込み状況及び抽選の実施について（学校運営課長）
- 3 平成20年度第2回学校公開・説明会実績報告について（学校運営課長）
- 4 第21回西戸山地区中学校統合協議会について（教育施設課長）
- 5 その他

開 会

木島委員長 ただいまから平成20年新宿区教育委員会第11回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

熊谷委員 はい、承りました。

議案第84号 新宿区幼稚園教員職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第85号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

議案第86号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第87号 新宿区幼稚園教員職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第88号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第89号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

木島委員長 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

どうぞ、教育長。

教育長 「日程第7 議案第90号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第3号）」については、平成20年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正・円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思います。

木島委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第7 議案第90号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第3号）」を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、議案第84号から議案第89号までを一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決を行い、議案第90号を非公開により審議いたします。

「日程第1 議案第84号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第2 議案第85号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 議案第86号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 議案第87号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 議案第88号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第6 議案第89号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

どうぞ。

教育政策課長 それではまず、議案第84号でございます。

内容については、この議案の概要とそれから各議案に添付させていただきました新旧対照表のほうを見ていただきたいと思います。

まず84号、これは88号まで根本的な概要のもとになるものにつきましては同じでございますので、この概要の3行にわたるこの長い法律、これいわゆる整備法と申してございますが、これの中身について共通でございますので、まず話をさせていただきます。

このいわゆる整備法につきましては、本則を平成20年12月1日に施行を予定しているものでございます。公布については18年6月2日、これは法律第50号ということで成立してございます。内容的に申しますと、特に明治29年に制定されました民法、そこに規定されている公益法人制度、これが大幅に改正をされたものでございます。

従来の公益法人制度というのは、主務官庁制による弊害だとか成立許可を受けるための規定の多さなどから、多種多様な民間の団体がいろいろ公益的または非営利的な役割を担おうとして、現在の社会情勢を考えますとそういったものに合っていないんじゃないかと、そういった指摘もありました。

それ以外の多方面におきましては、行政改革の流れの中でも、簡素で効率的な政府を実現するため受け皿としていろいろ活動しておられます民間の団体が、今後さらに公益事業になっていく、そういったところが期待されているわけございまして、そういったところを含め、その民法の公益法人制度自体を抜本的に変えて、具体的に公益を維持する法人と一般化するものに分けて規定整備がされたところでございます。

そういった整備法との関係、これが12月1日に施行を予定してございますので、その関係からこの84号につきましても、規則で引用しているものとして、そこに書いてございます第

14条でございますけれども、第14条の第4項の4号でございますが、引用している法律「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」、その中で、先ほど申しました整備法の関係から、「公益的」ということで、「的」が入りまして、今申しましたように法人の種類がふえてそれを整備したという形の中で、その題名自体が改定されているという関係から、同法を引用している規定を整備する必要があるということが、その理由になってございます。施行日については、平成20年12月1日でございます。

続きまして、議案85号でございます。

これらについても、理由については先ほど申した整備法との関係、引用されている法律の改正。それからここでは、それに伴う条例についても同じような内容でございます。これも「公益的」ということで「的」が入って、それも引用に使われてございましたので、第85号の改正の現行との新旧対照表を見ていただきますと、第1条の部分、それから第13条の部分、それから第16条の2の部分、おのおの新旧対照表の下線を引いているところが「公益法人等」のところの「公益的」ということで「的」が入る。そういったところが今回の規定整備の内容になってございます。施行日については、平成20年12月1日でございます。

86号でございます。

86号も同様の趣旨で、整備法の施行に伴いまして引用している法律の題名が変わっているというところから、新旧対照表を見ていただきますと、第2条の第1項の第11号、それから第6条、それから第8条の第2項でございます。おのおの下線部分のところ、先ほど申した内容で改定されてございます。施行日については平成20年12月1日でございます。

続きまして、議案の87号でございます。

これらにつきましても、同様の趣旨の法改正があったということから、内容についても全く同じでございます。新旧対照表を見ていただきますと、第2条の第1項第11号、それから第7条の第1項でございます。同じような下線部のところが変更点でございます。施行日が平成20年12月1日でございます。

それから第88号につきましては、これは若干内容について説明をさせていただきます。

概要のほうを見ていただきますと、これは過日、ことしの8月1日に第64号議案ということで、新宿区職員 幼稚園教員の職員でございますが 給与に関する条例の一部改正を第64号で改正させていただきましたが、それと全く同趣旨の内容です。民法34条の規定によって設立されました社団または財団であって、平成20年12月1日に現に存するものについては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による、一般社団法人または一般財団

法人として存続することが整備されました。

その経過措置によりまして、存続するものについては5年間の移行期間内に、そこに書いてあるように公益なものになるか一般的なものになるかということで、区分けがその移行期間にございまして、その移行の登記を済めばよろしいんですが、それがない場合にはその5年経過した時点で解散する、そんな規定になってございます。そんなことから、この5年間の移行期間に存在するその法人については特定をする必要があるということから、この規定の中では、88号の新旧対照表を見ていただきますと、別表のところですが、ちょうど真ん中から下のあたり、左側のところに下線がございまして、財団法人新宿区生涯学習財団について、これが平成12年4月1日に財団法人新宿区生涯学習財団という名称で設立した法人をいう、ということで特定をさせていただいています。そういった規定を整備する必要があるためでございます。施行日については平成20年12月1日でございます。

最後に、第89号議案でございます。

これらにつきましては、平成20年度の組織改正に伴いまして、文化財に関します事務については地域文化部のほうに事務が移行され、全面的に今、補助執行させていただいているところでございます。組織改正の中では、教育委員会にございました生涯学習振興課が組織的には分散してなくなりまして、現在はその事務については教育政策課が所管しているところでございますが、第2回目の平成20年2月1日に開催させていただきました教育委員会におきまして、この文化財保護審議会の庶務を事実上担当している、地域文化部の文化観光国際課のほうに改めてございます。

ただ、その後内容を見ていただきますと、補助執行を全面的にやっているという関係から、本則のこの施行規則自体は改正する必要がないことが判明しましたので、その内容については現在教育政策課が担当してございますので、もう一度もとに戻していただき、今回の89号の第20条でございますけれども、教育委員会が原則として所管しているという本則規定に戻すというものでございます。そういったことで改正する必要があるためでございます。施行日については公布の日というふうになってございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

木島委員長 説明が終わりました。

議案第84号から議案第88号までは、議案の概要が同種の内容ですので一括して討論、質疑及び採決をしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、議案第84号から議案第88号までを一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問をどうぞ。

よろしいですか。

これは公益法人制度の改正に伴うものですからよろしいと思いますので。御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号及び議案第88号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号及び議案第88号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第89号について、御意見、御質問をどうぞ。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第89号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第89号は原案のとおり決定いたしました。

議案 90号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第3号）

木島委員長 次に、「日程第7 議案第90号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第3号）」を、非公開により審議いたします。

傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

午後 2時21分再開

木島委員長 傍聴人の方は入室をお願いいたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告 1 平成20年度確かな学力の育成に関する意識調査・実態調査について

報告 2 平成21年度学校選択制度区立中学校の申込み状況及び抽選の実施について

報告 3 平成20年度第 2 回学校公開・説明会実績報告について

報告 4 第21回西戸山地区中学校統合協議会について

木島委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告 1 から報告 4 までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長。

教育指導課長 それでは、報告事項 1 について御報告申し上げます。

平成20年度確かな学力の育成に関する意識調査・実態調査についてでございます。今年度は5月に、昨年度と同様の調査をさせていただいたものの分析したものとつきまして御報告を申し上げたところでございます。それをまた今年度もさせていただきたいということでございます。

意識調査の目的でございますけれども、これは実は平成18年度から同様の調査をさせていただいております。本区におきまして確かな学力の育成のために、区費講師の各学校への配置、夏休みの5日間の短縮、授業改善推進員の派遣等々の施策を実施してもらったところでございますけれども、その成果や課題について検証し、今後の施策や学校での実践に資するため実施するというものでございます。幅広く意見を聞くために、対象を小学校4年生と6年生、中学校2年生、そして小・中・特別支援学校の教員、保護者、そして学校評議員としているところでございます。

今回でございますけれども、2でございますが、質問項目でございますけれども、実は平成18年度と昨年度19年度では、内容は基本的には変えなかったのですが、文言を変えたために、この間、それでは適切な経年比較ができないのではないかというそんな御意見もちょうだいしたところでございます。

そこで今回は、原則とすると前年度と表現を変えないといったことを大原則にしてつくっているところでございます。ただし、国や都の学力調査等において同様の意識調査を行っている。例えば、朝、朝食を食べてくるとかというようなそんな項目でございますけれども、家族と一緒に食事をとるとかそのような項目を含めて、他の調査でも同様に調査しているものがあるといった点については、重複を避けるといった観点で、極力それについては今回設問から省くというようなことはしてございます。

調査対象は、今申し上げたとおりでございます。

調査期間でございますけれども、11月28日から12月9日を予定してございます。

今回、この調査に当たりまして、業者選定でございますけれども、18、19年度とベネッセに対して随意契約を行いまして、ベネッセを通した調査項目の印刷、そして集計処理を行ってきたところでございますけれども、この間さまざまな御意見いただきまして、また3定の決算特別委員会等々でもこういう御時勢ですので随意契約はいかがなものか、もっと一般競争入札でいいのではないかとそんな御意見もいただきました。そういう中でいろいろと業者と詰めたところ、実はこの2年間につきましては、当初申し上げていましたとおり、この調査項目自体つくるに当たりまして、ベネッセが持っているノウハウをフルに活用して作り込んだものがございます。そこで、その調査項目自体にベネッセの著作が発生しているといった観点で、2年間委託したところもでございますけれども、話し合う中でその質問用紙については、いわゆるテキストと同じような形で、これからについてもベネッセのほうで印刷してもらってそれを購入する。しかしながら、その後の集計処理、分析等々については、いわゆる一般競争入札による業者で可能であるといったことになりまして、今年度はそのような形にさせていただきました。

つきましては、実は今ベネッセのほうに印刷をかけているところでございますので、今月半ばから後半にはでき上がると思っておりますので、でき上がった段階でまた今年度の調査項目につきましてはお手元にお届けさせていただきたいと思っております。そして、集計処理につきましては、今月後半にはその業者が決まるものと思われま。

今後のスケジュールでございますけれども、先ほど申し上げたとおり28日から9日実施させていただきますまして、そして1月23日ころを予定してございます。各学校には次年度に向けた教育課程の編成に関してぜひ活用してもらいたいと思っておりますので、データにつきまして配付をする予定でございます。

また、今年度と同じように来年5月ころには、ぜひこの結果をまとめたものを委員の皆様方にも御報告申し上げたいと思っております。

なお、この御報告いたしました今年度のこの報告書につきまして、調査項目自体をこの中に入れ込んでもらえないかというそんな御意見もいただいたところでございますが、今年度も予算的なことを考えて、ちょっとそこまでは今回はできないといったところでございます。

以上でございます。

学校運営課長 初めに、中学校学校選択の各学校別の状況について御報告をさせていただきます。

個々の学校ごとの数値については記載のとおりでございます。全体の数字でちょっと申し

上げたいと思います。

まず、通学区内の生徒数ですけれども、1,475人で、昨年が1,534人でしたので59名減っているという状況でございます。

それから選択希望者でございますけれども、375人で、昨年度が428人でしたので53名減っているという状況でございます。

選択希望者の率ですけれども、25.4%となっております。昨年が27.9%でしたので2.5%ほど減っているという状況でございます。

それから抽選対象校ですけれども、今年度、牛込第一中学校を抽選対象ということになりました。この牛込第一中学校につきましては、抽選基準となる生徒数153人と想定してございましたけれども、これを上回っているということで抽選を行うものでございます。なお、昨年度の中学校に関しては抽選対象校はございませんでした。

学校選択制の応募状況については以上のとおりでございます。

次に、学校公開・説明会の参加者の実績の報告でございます。

初めに小学校でございます。小学校の学校公開来校者、新1年生保護者にきましては合計485人でした。昨年が519人でしたので34人ほど減っているという状況でございます。それから、その他が1万4,672人で、昨年に比べますと昨年が1万3,675人ですので997人ほどふえているという状況でございます。合計ですけれども1万5,157人で、昨年が1万4,194人ですので963人ふえているという状況でございます。

ふえている学校ですけれども、牛込仲之小学校で公開日数を3日から5日にふやしたところ、昨年487人であったのが227人ふえているということでございます。それから余丁町小学校ですけれども、4日から5日に公開日数をふやしたということで、637人から1,105人にふえていると、468人ふえているという状況でございます。それから大久保小学校ですけれども、土曜日に公開を行ったということで、昨年184人から340人にと156人ふえているという状況でございます。

それから裏面に、学校説明会での主な質問内容を記載してございます。牛込地区を中心に、あるいは学校適正配置のこと、あるいは学校選択制のことについての御質問をいただいております。それから、給食関係で除去食あるいはアレルギー対応、こういったことの御質問も3校ほどでいただいているところでございます。

次に中学校でございます。中学校につきましては、学校公開来校者、新1年生保護者にきましては236人で、昨年が273人でしたので37名減っております。それからその他の方

813人で、昨年が859人ですので46人減っているという状況でございます。合計ですけれども1,049人、昨年が1,132人でしたので83人ほど減っているという状況でございます。

減っている学校といたしましては、牛込二中で昨年162人だったのが今回40人ということで、これは前後に学校の行事がありまして在校生の保護者がほとんど見えなかったということが原因であろうというふうに学校のほうでは申し添えてございました。それから牛込第三中学校につきまして、昨年が189人であったところがことしは81人でございます。これは土曜日の公開をやめたということが影響しているのかというふうに思われます。それから新宿中学校におきましては、昨年が48人でしたがことしは130人ということで、これは新たに土曜日開催をしたことによると、そういったことが理由であるというふうに考えられます。

それから、学校説明会の主な質問内容でございますけれども、裏面に記載されておりますけれども、かなり広い分野でさまざまな御質問をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

教育施設課長 私からは、報告4、第21回西戸山地区中学校統合協議会について御報告いたします。

先月の10月8日水曜日に開催をいたしました。開催場所、出席者は記載のとおりでございます。

4の開催内容でございます。(1)に、議事がございます。

で、校歌・校章・統合記念品等検討委員会の設置について協議いたしました。これは、開校が平成23年4月ですが、できるだけ早目に準備を始めるということで、検討委員会の設置の日取り等、あとメンバーを議論を行い、下記のとおり決定したということでございます。設置が平成21年7月、検討期間は平成22年9月までといたしました。専門委員については記載のとおりでございます。

(2)の報告事項でございます。3点ございました。

1つ目が、旧西戸山中学校解体工事車両の運行経路の一部変更についてということです。従来、搬入、搬出とも諏訪通りというところを使っておりました。ただ諏訪通りは近隣にほかの工事の車両がかなりありまして、重複しているということで交通量が増加しています。ということで変更するというので、往路は諏訪通り、復路はJR沿いの道路から社会保険中央病院の前の道路をするというにいたしました。

対応として、交通誘導員を増員するというです。さらに、周知として「旧西戸山中学校解体工事車両経路変更のお知らせ」というものをつくりまして、関係のところ配付した

ということです。

2番目です。新校舎へのソーラーパネルの設置についてです。これは新宿区の地球温暖化対策の一環として二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的として、新校舎屋上にソーラーパネルを設置するということについて説明をしました。

ソーラーパネルの概要ですが、屋上に約72平米でございます。発電量は基本的に10キロワットシステムということです。CO₂の削減量、これはもちろん概算ですが年間で約4,250キログラム削減されるということでございます。

続きまして、新校舎建設に係る工期の一部変更についてです。体育館及び付属棟が日影規制等により地階となる部分が生ずるなどの変更がありました。そのために土工事にかかる工期が約1カ月必要になったということです。それで、竣工の時期を平成22年12月末から23年1月末と、1カ月プラスしたということでございます。特に開校に向けては支障がないということで、この辺は了解されました。

以上で御報告を終わらせていただきます。

木島委員長 説明が終わりました。

報告1について御質疑のある方はどうぞ。

白井委員 スケジュールについてなんですけれども、最終的な結果報告が5月ということになっているんですけれども、そうしますと学校のほうには1月23日に、現場のほうには次年度の参考のためには結果が配付されるということなのですが、保護者のほうでいいますと、例えば6年生の保護者等にもこのアンケートをお願いして、実際に報告を受けるのは中学生になってしまうというので、実施から結果報告までがちょっとかかり過ぎのような気はするんですけれども、これはこの期間がないと難しいということでしょうか。

教育指導課長 実はここで1行、そういう御指摘いただきますと加えることが可能でありまして、委員の皆様方には3月に概要につきまして御報告を申し上げることができるかと思えます。その場合、どこまで区民の皆様方にもお知らせできるかは、ちょっとまだ今、不確かなところがございますけれども、工夫しますとそれは何らかの形では、分析までいかないかもしれませんがけれども、概略については何か御報告できるかもしれませんので、今の白井委員の御指摘を踏まえまして何かちょっと工夫してみたいと思えます。

いずれにしても最終的にこういう報告書という形にするためには、まだちょっと時間がかかるかもしれませんがけれども、本当に素データから概略まで落とすには3月まででそれはできると思えますので、ちょっとそこを努力してみたいと思えます。ありがとうございます。

白井委員 そういう意味では、今年度の部分のはそういう努力していただくとともに、もし来年度以降やるのであれば、もうちょっと前倒しの形で3月末で、当該年度の意識調査は当該年度で終わるような形を御検討いただければと思います。

木島委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

教育指導課長 ありがとうございます。

それでは、それも含めてまた次年度の計画を立たせていただきます。

ありがとうございます。

木島委員長 ほかに。

よろしいでしょうか。また調査するのは大変だとは思いますが、よろしく願いたいします。

報告1について特に御質問がなければ、次に報告2について御質疑のある方はどうぞ。

この点で、先日、西戸山第二中学校の開校60周年に行ったときも非常に生徒数が少なかったんですが、やはり統廃合というようなことで非常に選択希望者の数が少ないということですから、そういう統廃合の影響かなと思いますけれども、その点はいかがですか。

学校運営課長 そういったことも、他校への選択者が85名ということで、昨年も84名受けたということで、そういったことが考えられるのかなと思うわけでございます。

木島委員長 ほかに。

どうぞ、白井委員。

白井委員 やはり選択制について、今関心がいろいろ問題点等も指摘されているところなのですが、やはり地元の保護者に選ばれるというか、そうなっていない問題点みたいなものをやはりその教育内容の問題なのか別な形なのか、ちょっとその辺というのはまだ分析というか調査とかもしていないのかもしれないんですけども、その辺は教育指導課としてはどういうふうに思っていますか。

教育指導課長 実際に過去において減ってきた経緯の中で、教育内容が関係していたかどうかというところは、正直言って分析はしていないのが実態であります。ただし、毎年毎年適切な教育課程の編成を私どももしっかり見届けてお願いをしてまいりまして、そして各校それぞれの特色の中で、さまざまな個性あふれる教育をしていただくということで努力をしてきた、努力をしてきたという点については同じようにやってきていただいたかなと。ただし、実際には生徒さんの受け入れがそのようなことがあったという点については事実でございます。

す。ただ、あと、施設設備的な問題で部活動等々の、よく中学生ですので、こういう部活がといった点でのそういう施設のな問題も否めないかなということだと思います。

以上でございます。

木島委員長 ほかに。

ほかに御質問がなければ、次に報告3について御質疑がある方はどうぞ。

いかがでしょうか。

この中で牛込仲之小学校ですか、これ韓国籍児童の転出入が多いと聞いているがどうかという質問が父兄から出ていますが、これはやはり事実ですか。

学校運営課長 通学区域内に韓国学校がございまして、その関係で近くにお住まいで入れないために、牛込仲之小学校に通われているというお子さんはいらっしゃると思います。

それで、実は昨年、その韓国学校の定員が変わりまして、それで急に入れるようになったお子さんが多数出たというような、たまたま昨年の特異現象でそういったことがあったということは聞いてございます。

木島委員長 今は、そうするとことしの予定としては、ほとんど韓国籍のお子さんは前の小学校に入れるのですか。

学校運営課長 ちょっとそこまではつかんでございませぬけれども、そういう定員の変更については極めて異例のことだというのは伺ってございます。

木島委員長 ほかに。

ほかに御質問がなければ、次に報告4について御質疑のある方はどうぞ。

いかがでしょうか。

なければ、このソーラーパネルの1日10キロワット、どのくらいのを賄えるんですか。

教育施設課長 大体の目安で、普通教室の1ないし2教室の明かりの程度ということでございます。いわゆる学校の中の電力の中では、大体3%くらいを賄うとそういうような形になっております。

木島委員長 それは、時間として何時間くらいですか。8時間くらいですか。

教育施設課長 基本的には、これは使っているときにその電力が供給されるという形ですから、普通教室ですといわゆる昼間の時間、いわゆる授業中の時間を大体想定しているという形になっています。

木島委員長 天候の有無に関係なく。

教育施設課長 ソーラーパネルというのは、そういう天候にももちろん左右されるということ

でございます。大体、夏のとくと冬のとくではもちろん違いますし、想定というのはあります。夏の間は大体1日に20ないし30キロぐらいのワットの量ができると。それに対して、日が当たらない時期ですとそれより下がるという形になります。20以下になるという場合もあるということで、これは天候に左右されるのは、これはソーラーパネルの特質ということでございます。

木島委員長 さらにもう一つ。値段はどのくらいかかるんですか。

教育施設課長 これ、いわゆる採算とか費用対効果等の問題なんですけど、いわゆるお金だけで換算しますと、これが元が取れるのが、大体50年60年、それ以上はかかるということになっています。ただ、この計算も電力料金等にも左右されます。最近はもちろん高くなっていますので。そうすると、電力料金が高ければ逆に年数は短くなりますので。そのほか、当然初期投資も技術的な進歩によって変わってくると思います。これが20年30年たったらまた更新ということになりますが、そのときにまた技術革新されていけば、さらに安くなるとそういうことはあります。

ただ、現在で計算すると五、六十年は越えるぐらいのということで、いわゆる金額だけではない思想、考え方で、CO₂を削減するという、環境対策ということで進むという考え方が基本的でございます。

木島委員長 そういうことはもちろんなんですけれども、その72平方メートルでどのくらいの値段なのかなというのをお聞かせ願いたい。

教育施設課長 失礼いたしました。

金額としては設置費は約1,100万円でございます。

木島委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問が……どうぞ。

熊谷委員 今、地球温暖化というのはかなり国レベルでも、あるいは都のレベルでも区のレベルでも関心が高いといいますが、もっといって世界的に非常にホットな話題なんですけれども、こういったような学校も含めて公共施設の屋上のソーラーパネル化というのは、一つの大きな流れだと思うんです。ということは、この新校舎でソーラーパネルを設置することに対して、今経費の話出ましたけれども、いわゆる補助の対象になっているんでしょうか。それをちょっと教えていただきたいんですけれども。

教育施設課長 まず、こういう自治体等の施設に設置した場合の補助につきましては、これは現在のところ幾つかあります。公共施設関係、それからいわゆる学校施設関係でございま

す。ただ、それがそのまま適用されるかどうかはちょっと今、精査中でございます。国、都のほうに問い合わせをしているというところでございます。一般的にいわれる家庭への補助というのがかなり今、政策的に東京都で進めてありますが、自治体レベルのほうに関しては若干まだ薄目という状況でございます。

熊谷委員 余り薄目ではないほうがいいですね。

新宿区がいろいろな意味でこういうことに対して、それなりの積極的な地球温暖化に対する施策をもし考えておられるならば、このソーラーパネル化とか、あるいは校庭の芝生化も同じような効果を持つと言われてはいますが、どこまで本当かわかりませんが、そういうのを総合的にすることに対して何らかの補助についてはぜひ活用していただいて、積極的にそれに対して活用する手だてを考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

木島委員長 それと、以前聞いたことがあるんですが、いわゆる地階ですとか、そういうところで日が当たらないところに、太陽の光をその光ファイバーで送って、その太陽の光と同じ光をその地階のほうにもたすことができるという施設があるんだそうですが、私も実は自分の家を建てるときに、こここのところが暗いのではないかなと言ったときにそういうのもあると。というのもあるので、地階なんかの体育館なんかだったら、それも検討するというのも一つあると。だからソーラーパネルもそうかもしれないけれども、そういう光を取り入れる、自然の太陽の光ですね、ということもあるそうですから、それもぜひ、今回入れる入れないは関係なく、御検討されるといいかなと思います。

教育施設課長 すみません。確認してよく知らなくて申しわけございません。そういう手法があればということで、今後検討もしていくということになると思います。

ちなみに、今回の新宿西戸山中については、地階のいわゆる体育館にしたと。これは理由としては、できるだけ校庭を広く取るためということです。それで、地階なんですけれども、光がなるべく入るように、そういう工夫はしてあります。いわゆる都営住宅側の、北側のほうになってしまうんですけれどもそれらのほうから十分光が入るような、そういうつくりにはしてあるということでございます。

木島委員長 ほかに御質問は。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で「報告5 その他」となっていますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 本日は特にございません。

木島委員長 報告事項は以上で終了いたします。

閉 会

木島委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 2時53分